

サービス等利用計画を使用した『災害後の生活支援』についての事前登録の御案内

災害が予想される場合や実際に災害が発生した時には、お住まいの地域に指定された一次避難先(※1)である指定緊急避難場所(学校や公民館等)や親族宅などの安全を確保できる場所に避難します。

指定緊急避難場所は、まず安全を確保する場所として設置されているため、年齢や障がいの有無などには十分に配慮されていない場合もあり、障がいのある方の長期滞在には適さないことがあります。

この御案内は、指定緊急避難場所や親族宅などの一次避難先から福祉避難所や短期入所施設などの二次避難先へ円滑に移行したり、できるだけはやく障がい福祉サービスの利用を再開できるよう、サービス等利用計画書を使用した事前登録(注1)についてお知らせするものです。

事前登録された情報は、鳥取市障がい福祉課、鳥取市基幹相談支援センター及び各担当相談支援事業所で可能な範囲で管理・共有し、災害発生後の生活支援のために活用します。

なお、この事前登録は災害発生時の支援希望の有無及び災害発生後の支援関係機関への情報提供についての同意の有無を確認するものであり、事前登録された情報は『災害後の生活支援』(※2)の目的以外には使用することはありません。

※1 「一次避難先」とは、切迫した災害の危険から逃れるため施設又は場所をいい、「二次避難先」とは、一次避難先から必要に応じて移動し、避難生活を送る施設又は場所をいいます。

※2 『災害後の生活支援』は、災害発生時等の避難行動を支援するものではありません。

事前に登録していただく情報

- 災害発生時における生活再建に係る支援の希望の有無及び支援関係機関への情報提供の同意
- 災害発生時の生活再建の支援を希望される方の氏名等の情報が入った「基本情報書」の提供
- 「サービス等利用計画(セルフプランを含む)」の提供(障がい福祉サービス利用者のみ)

『災害後の生活支援』の内容

担当の各相談支援事業所、基幹相談支援センター等が次の生活再建の支援を行います。

- 登録者の安否確認連絡及び避難所等への巡回訪問などによる避難状況の確認
- 一次避難先(場合によっては自宅、親族宅など)の生活における障がい福祉サービス利用支援
- 二次避難先(短期入所施設、福祉避難所など)への避難支援
- 担当の相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所に引き継ぐまでの一時的な相談支援 など

【問合せ先】

名称	住所	電話番号
鳥取市障がい福祉課	鳥取市幸町 71	0857-30-8218
鳥取市基幹相談支援センター	鳥取市富安二丁目 104-2	0857-22-0678

『災害後の生活支援』のイメージ

※  の枠内が『災害後の生活支援』の対象範囲です。

事前登録(サービス等利用計画書を使用)

担当の相談支援専門員がいる方(計画相談支援を利用)

障がい福祉サービスの新規利用又は更新申請時に、担当の相談支援専門員が災害時の支援についての御意向を伺い、サービス等利用計画に記入し、鳥取市障がい福祉課に提出します。

- サービス等利用計画に記入された御意向に基づき名簿を作成し、災害発生に備えて鳥取市と基幹相談支援センターで保管するとともに、担当相談支援事業所と共有します。

担当の相談支援専門員がいない方(セルフプランによる利用)

障がい福祉サービスの新規利用又は更新申請時に、災害時の支援についての御意向をサービス等利用計画(セルフプラン)の様式に記入し、鳥取市障がい福祉課に提出します。

災害発生

- 指定緊急避難場所までの移動が難しい場合は、自宅内の安全と思われる部屋等に身を置くことも一次避難先への避難です。
- 町内会等に参加するなど、日頃から近隣の方との関係を深めることで、日常や災害時に助け合うことができます。

- 各自で身の安全を確保し、一次避難先への避難行動をとってください。
- 御自身で避難が困難な場合は、必要に応じて近隣の方に協力を求めてください。

一次避難先等において状況を伺います(注2)

- 各相談支援事業所の担当相談支援専門員等が、サービス等利用計画に記載された情報を基に電話や避難所への訪問などにより、避難状況をお伺いします。
- 必要に応じて鳥取市関係各課等と連携し、二次避難先等についての調整を開始します。



※ 可能であれば携帯電話など連絡をとることができる端末等を持って避難してください。

生活再建のための支援を開始します(注2)

- 提出されたサービス等利用計画の内容を基に、利用中の障がい福祉サービス事業所への連絡や緊急的に利用する障がい福祉サービス事業所などにお繋ぎします。(担当の相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所に引き継ぐまで相談支援を行います)



短期入所



ヘルパー派遣



避難所訪問
家庭訪問

* 徐々に通常の支援に移行していきます。

(注1) サービス等利用計画に事前登録の希望についての記載がない場合は、事前登録の希望がないものとして取り扱います。

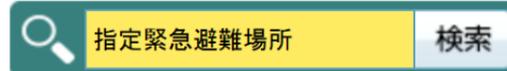
(注2) 大規模の災害などが発生した場合は、支援を開始するまでに数日間を要する場合があります。

さいがい そな 災害への備えについて（お知らせ）

◎ 地域の方々とコミュニケーションを図りましょう。

- ・ 日頃から近隣の方と挨拶を交わしたりして、ご近所付き合いをしましょう。
- ・ 町内会・自治会に加入したり、地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・ 家族や同居者だけで避難することが難しい場合は、事前に、近隣の友人や知人に支援をお願いしておきましょう。
- ・ 避難場所※や避難経路、家族や親族、かかりつけ医療機関などの緊急時の連絡先も確認しておきましょう。

※ 避難場所は、鳥取市ホームページ検索フォームで「指定緊急避難場所」と入力すると確認できます。



◎ 必要なものを備蓄しましょう。

- ・ 災害に備え、3日分（できれば1週間分）の食料や飲料水、生活必需品を自宅で備蓄しましょう。
（飲料水は1人1日3リットルが目安です。）



・ 日常生活の中で使っているものを多めに買い、消費しながら買い足していく「ローリングストック」なら、無理なく効率的に備蓄することができます。



◎ 非常持ち出し品を準備しましょう。

- ・ 非常持ち出し品（以下の例を参照）は、優先順位をつけて、持って行動できる量にし、防水素材のリュックサックなどに1つにまとめて用意し、すぐ取り出せるようにしておきましょう。



【非常持ち出し品の例】

- 健康保険証や障害者手帳、障がい福祉サービス受給者証、医療受給者証、おくすり手帳、身分証明書（運転免許証等）、通帳などの写し（コピー）
 - 常備薬や救急用品（毎日服用が必要な薬は3日分（できれば1週間分））
 - 医療機器（酸素療法、胃ろう等にかかる必要物品）
 - 食料品など（飲料水や食料品は最低3日分。火を通さないで食べられる栄養補助食品やゼリー飲料など）
 - 衣類など（季節ごとに入れ替えましょう。下着類も忘れずに）
 - 貴重品や現金（小銭も忘れずに）
 - 生活用品（洗面具、タオルや生理用品、紙オムツ、簡易トイレ、ティッシュ、ウエットティッシュ、ライターなど）
 - 筆記用具（鉛筆やメモ帳など）
 - 懐中電灯、携帯ラジオ（乾電池は定期的に入れ替えましょう。）
 - 帽子や軍手、家族や親族、かかりつけ医療機関などの緊急時の連絡先を記載した手帳など
- ※ これら以外にも病気や障がい等に依じて必要な物を用意しましょう。

【あんしんトリピーメールに登録しましょう】

メールアドレスを登録しておくことで、防災気象情報や避難情報などが自動で配信されます。

e-tottori-safe@xpressmail.jp

